

岩倉市不妊治療先進医療費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、不妊に悩む夫婦に対し、不妊治療の保険適用とされている体外受精及び顕微授精等の生殖補助医療（以下「生殖補助医療」という。）と併用して自費で実施される先進医療に要する費用の一部を助成することにより、その経済的な負担を軽減し、少子化対策の充実を図るために実施する岩倉市不妊治療先進医療費助成事業について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 医療機関 先進医療を実施している医療機関として厚生労働省へ届け出て、又は厚生労働省から承認を受けている保険医療機関をいう。
- (2) 先進医療 医療機関で生殖補助医療と併用して実施される厚生労働大臣の定める先進医療及び患者申出療養並びに施設基準（平成20年厚生労働省告示第129号）に定める先進医療をいう。
- (3) 1回の治療 医師が判断した採卵準備のための投薬開始等の治療計画を作成した日（次条第1号において「1回の治療の初日」という。）から妊娠の判定をした日（医師の判断に基づき、やむを得ず治療を中止した日を含む。第5条第2項において「1回の治療の終了日」という。）までの生殖補助医療の一連の過程をいう。
- (4) 夫婦等 婚姻が確認できる法律上の夫婦又は届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある男女をいう。

(対象者)

第3条 助成の対象となる者は、先進医療を受けた者であって、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 1回の治療の初日から第5条第1項の規定による申請をする日までの間において、夫婦等の双方又はいずれか一方が岩倉市に住所を有する者であること。
- (2) 医療保険各法の規定に基づく被保険者若しくは組合員又はそれらの被扶養者であること。
- (3) 他の自治体における先進医療に係る助成金、補助金等の交付を受け

ていない者であること。

(助成の対象等)

第4条 助成の対象は、令和8年4月1日以後に実施した先進医療に要した費用とする。

2 助成の額は、1回の治療と併用して実施した先進医療に要した費用の10分の7の額（その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）とし、5万円を上限とする。ただし、文書料、個室料等の治療に直接関係のない費用は、対象としない。

3 助成の回数は、生殖補助医療の保険適用における実施可能回数とする。

(助成の申請)

第5条 助成を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、岩倉市不妊治療先進医療費助成事業申請書兼請求書（様式第1）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。ただし、第3号及び第4号の書類については、申請者の同意を得て、岩倉市で確認が可能な場合は、省略できるものとする。

(1) 岩倉市不妊治療先進医療費助成事業受診等証明書（様式第2）

(2) 医療機関が発行した領収書

(3) 夫婦等の住所地を証明する書類

(4) 夫婦等であることを証明できる書類（事実上婚姻関係と同様の事情にある者にあつては、事実婚関係に関する申立書（様式第3）、治療当事者双方が重婚でないか証明できる書類及び同世帯であるか証明できる書類）

(5) その他市長が必要と認める書類

2 前項の規定による申請は、1回の治療ごとに、当該1回の治療の終了日の属する月の翌月から起算して6月以内に行わなければならない。

(決定の通知)

第6条 市長は、前条第1項の規定による申請があつたときは、速やかにその内容を審査し、助成の可否を決定し、岩倉市不妊治療先進医療費助成事業承認決定（却下）通知（様式第4）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条の規定により助成の承認を決定したときは、当該申請者に対し、速やかに助成金を交付するものとする。

(助成金の返還)

第7条 市長は、助成金の交付を受けた者が、偽りその他の不正な手段に

より助成金の交付を受けたと認めるときは、当該助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(雑則)

第8条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日等)

- 1 この要綱は、令和8年10月1日から施行し、同年4月1日から適用する。

(申請に関する特例)

- 2 1回の治療の終了日が令和8年4月1日から同年8月31日までの間にある者については、第5条第2項の規定にかかわらず、令和9年3月31日まで同条第1項の規定による申請を行うことができる。